

## 「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例改正（案）」に対する意見募集の結果について

平成23年5月24日

建設部建築指導課

富士見市は「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例改正（案）」に対する意見の募集を、平成23年4月1日から平成23年4月30日まで行いました。その結果3件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

### パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成23年4月1日～平成23年4月30日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

### 募集意見 3件

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
1	<p>①趣旨にある「道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域」とは、道路は4m道路以上あれば良いのか、二方向道路でなければダメなのか、基準が解らない。</p> <p>②『都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例』（法第34条等12号の区域の指定等）</p> <p>1) 第5条（2） “おおむね50以上の建築物”の記述があるが、既存建築物を指しているのか、将来的に建てる建築物を指すのか不明である。</p> <p>2) 第3条（3） “区域内の下水を有効に排水するとともに”とは、市街化調整区域の場合、浄化槽を介して下水に排水しているが、その設備が整っていることと理解して良いのか。</p>	貴重なご意見として承ります。	今後、区域の指定を行っていきながら具体的な基準の作成を行ってまいります。

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>③『都市計画法第34条補足説明』 (法第34条第11号) “近接”の中で、市街化区域より1km以内の集落の「全部または一部」とあるが、全部と一部の言葉の使い分けが解らない。</p>		
2	<p>第7条第2項について 用途地域に適合したものとあるが、市街化調整区域では、用途地域の指定はなされていないので、規定する必要はないのではないか。</p>	修正いたします。	ご意見のとおり規定する必要がないため修正いたします。
3	<p>意見募集手続きが拙撰で通過儀礼としか思えない行政姿勢あり、姿勢を改め意見募集のし直しを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画案の閲覧および用紙の配布場所で「サンライトホール」が含まれていない。何故なのか。誰が判断したのか。</li> <li>2. 閲覧・配布場所は今次条例改正・意見募集の「趣旨・概要」が示されたものは無く、ただ「改正案」と「パブリックコメント記入用紙」が置いてあるだけである。 「趣旨・概要」は市広報とホームページに掲載しているが、何故か閲覧・配布場所に趣旨・概要の告知は見あたらない。「富士見市まちづくり寄附条例(案)」の意見募集では募集についての告知文に趣旨・概要・募集期間・意見提出方法等判り易く示されていた。ただでさえ複数の法律等が関連し素人には理解が難しい今回の条例改正にあたって、「趣旨・概要」だけでは不十分だが、それさえ示す労を回避したのは何故か。誰が判断したのか。</li> <li>3. 閲覧・配布場所によっては、いまもってわざわざ「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例改正についてのパブリックコメントの書類を閲覧したい」と申し出なければ閲覧できないところがある。</li> <li>4. 閲覧・配布場所によっては、「条例改正(案)を欲しい」と申し出ても、「閲覧用しか有りません」と断るところがある。</li> </ol>	貴重なご意見として承ります。	今後、制度の進め方等につきましては、関係部署と協議し、窓口により対応が異なることのないよう改善を図ってまいります。

番号	ご意見	対応方針	市の考え方
	<p>5. 閲覧・配布場所によっては、何回訪れても「条例改正（案）」は見当らず、意見記入（提出）用紙しか置いていない所がある。閲覧用まで提供し、補充が追い付かないのだろうと思っはいるが、改善努力は行なってきたのか。</p> <p>6. その一方で、「条例改正（案）」が見当らない所を含め複数の配布場所のトレイでは締め切り日頃でも意見記入（提出）用紙は20枚近くあった。「条例改正（案）」の準備部数とのアンバランスに気付いているのか。</p>		